

京都労働局 第13次労働災害防止推進計画

～ 労働災害を減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向けて ～

労働災害の現状（12次防までの取り組み状況）

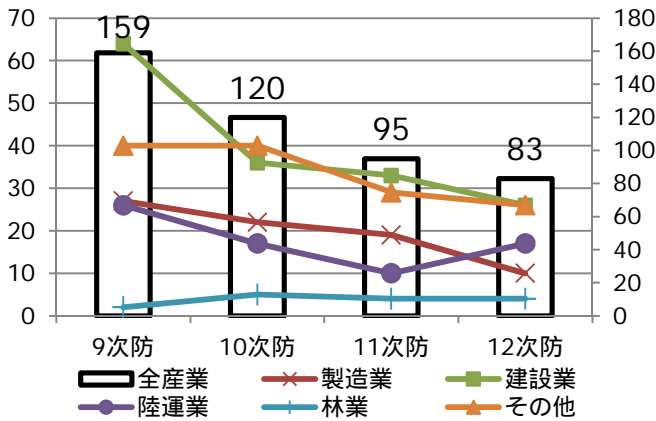


図1 災防計画期間ごとの業種別死亡災害の推移

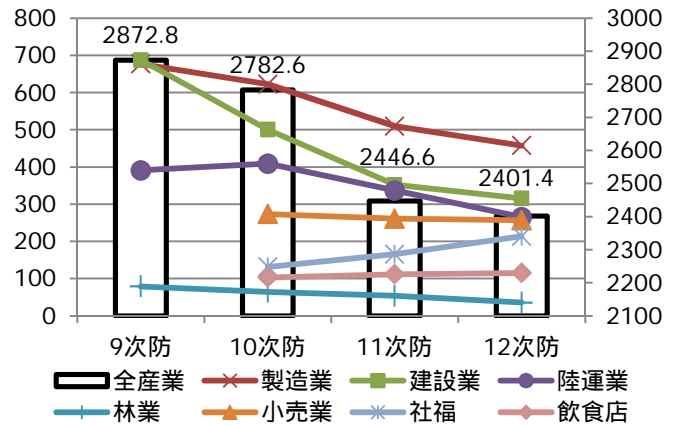


図2 災防計画期間ごとの業種別死傷災害の推移（期間中の平均値）

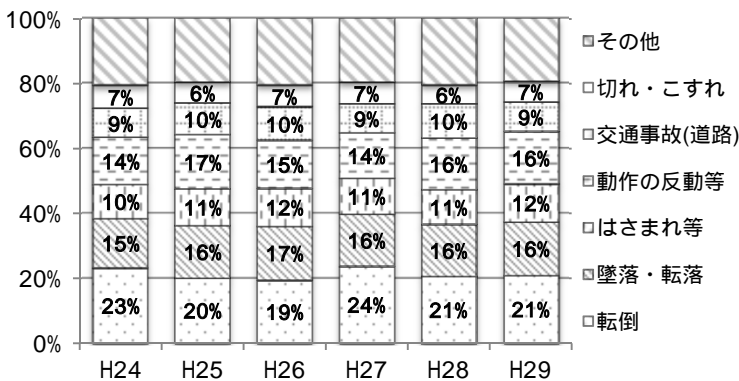


図3 年別・事故の型別死傷災害発生比率

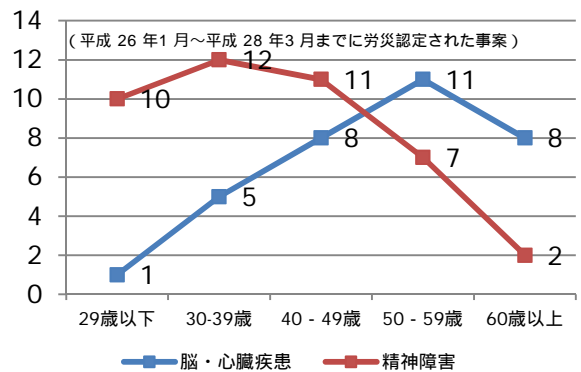


図4 脳・心臓疾患、精神障害発症時の年齢階級別の事案数

1. 死亡災害について

12次防で目標として取り組んだ、「前期間の死亡者数（95人）と比較して15%以上減少させる（80人以下）」については、83人（12.6%減）となり、目標の達成には至らなかった。

平成10年以降の20年間の死亡災害の発生状況について、労働災害防止計画の5年ごとに平均して見ると、重点業種として取り組んできた製造業及び建設業の減少率は全業種平均を上回り、12次防の重点業種としての目標（製造業は5%以上、建設業は20%以上減少）は達成できたものの、建設業においては、依然として死亡災害全体の30%を占める状況にあり、引き続き重点業種として対策に取り組む必要がある。

2. 死傷災害について

12次防で目標として取り組んだ、「平成24年と比較して平成29年までに労働災害による休業4日以上の死傷者の数を15%以上減少させ、2,098人以下とする」については、平成29年は2,430人（1.6%減）となり、目標の達成には至らなかった。

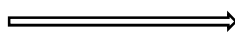
死傷災害を事故の型別に見ると、製造業においては「はさまれ・巻き込まれ」、また、建設業においては「墜落・転落」を重点に取り組んだ結果、減少幅が全業種平均を大きく上回っている一方で、「転倒」については、全業種において発生し、少しずつ増加している状況にある。

計画期間：2018年度から2022年度までの5か年

計画の目標

12次防期間内と比較して、本推進計画期間内の死亡者数を15%以上減少させる。

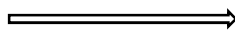
12次防期間 83名



13次防期間 70名

2017年と比較して、2022年までに休業4日以上之死傷者数を5%以上減少させる。

2017年 2,430名



2022年 2,308名

重点とする業種の目標

表1 業種別目標（死亡災害）

	12次防期間	13次防期間
建設業	26名	22名
製造業	10名	8名
林業	4名	3名

表2 業種別目標（死傷災害）

	2017年	2022年
陸上貨物運送事業	275名	減少させる
小売業	257名	減少させる
社会福祉施設	211名	減少させる
飲食店	118名	減少させる

上記以外の目標については、以下のとおりとする。

メンタルヘルス対策に取り組んでいる労働者50人以上の事業場の割合を90%以上（ストレスチェックに取り組んでいる事業場83.9%：2017集計）とする。

保健衛生業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに減少させる。本推進計画期間の職場での熱中症による死傷者数を12次防期間と比較して、減少させる。

計画の重点事項

死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

- 建設業における墜落・転落災害等の防止
- 製造業における施設、設備機械等に起因する災害等の防止
- 林業における伐木等作業の安全対策

過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

- 労働者の健康確保対策の強化（健康確保措置の推進・産業保健機能の強化）
- 過重労働による健康障害防止対策の推進
- 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進
- 雇用形態の違いにかかわらず安全衛生の推進
- 副業・兼業、テレワークへの対応
- 過労死等の実態解明と防止対策に関する研究の実施

就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

- 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応（第三次産業・陸運業・転倒災害・腰痛・熱中症・交通労働災害・見える化）
- 高齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止
- 個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応
- 技術革新への対応

疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

- 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進（治療と職業生活の両立支援）
- 脊髄に損傷を負った労働者等の職場復帰支援

化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 化学物質による健康障害防止対策
- 受動喫煙防止対策
- 粉じん障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 電離放射線による健康障害防止対策

行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携による労働災害防止の取組

- 労働災害防止団体等の活動の促進
- 関係行政機関との連携

